平成２４年（フ）第２１９号
長崎県佐世保市神島町12番地38、旧住所長崎県佐世保市八幡町17番４号
債務者　竹田　将洋
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１４１５号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地１―11―212
債務者　下田　大介
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５号
東京都府中市府中町２丁目18番地の26パークアベニュー府中510
債務者　笠松　伸一
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２８９号
沖縄県沖縄市美原１丁目12番18号　メゾンティーダⅡ108
債務者　山口　浩二
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２号
沖縄県中頭郡読谷村字比謝71番地
債務者　稲福ツル子
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１２８８号
東京都三鷹市井口４丁目４番47号グリーンハイツ202
債務者　田丸　聖奏
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１３４号
茨城県つくば市大曽根2746番地の１
破産者　柳町建設株式会社
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２０年（フ）第２３９号
東京都板橋区志村１丁目14―２―303　久保方、住民票上の住所東京都千代田区平河町２丁目12―２―２Ｆ
破産者　秋山　直紀
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０７３号
東京都荒川区西日暮里１丁目62番８号
破産者　フジ製版株式会社
1　決定年月日　平成25年１月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０５号
茨城県土浦市真鍋新町18番13号ピアタウン２階
破産者　有限会社クライム
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０６号
茨城県土浦市東真鍋町19番３―501号
破産者　株式会社インプルーブ
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０７号
茨城県土浦市東真鍋町19番３―501号
破産者　株式会社ユニティ
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第４２１号
埼玉県川越市大字下赤坂1802番地
破産者　株式会社フレックス
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５３３号
埼玉県川越市末広町２丁目５番地８
破産者　有限会社エム・コクボトレーディング
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成１９年（フ）第２５２９８号
東京都文京区本郷５丁目５番18号
破産者　株式会社山海堂
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３６０号
東京都練馬区中村北３丁目22―13、開始決定時の住所東京都練馬区石神井町７丁目17―37
破産者　平賀　明男
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４４１２号
東京都荒川区町屋５丁目７―６―503
破産者　内藤　征佑
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５５０号
東京都豊島区要町３丁目38番３号長崎ビル３―Ａ
破産者　京栄製本株式会社
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３号
静岡県三島市御園52番地の１
破産者　協和商事有限会社
1　決定年月日　平成25年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係